

条例の見直しに係る議論の進め方等について

1 背景

(1) 国の状況

国は、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「法」という。）を施行した。

法附則第7条において、施行後3年を経過した場合に所要の見直しを行う旨規定されている。このため、障害者政策委員会において取りまとめられた意見書等を踏まえ、令和3年6月に、事業者の合理的配慮の提供の義務化（現法は努力義務）等を規定した改正法が公布（公布後3年以内に施行）された。現在、障害者政策委員会において基本方針の改定に向けた議論を行っている。

(2) 本市の状況

本市でも、平成28年4月に「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」（以下「市条例」）を施行した。市条例施行後の差別解消、障害理解に向けた主な取り組みは参考資料1を参照。

(3) 県の状況

県は、令和3年4月に「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」（以下「県条例」という。）、「手話言語条例」を施行した。

(4) 法、県条例、市条例の関係性

国では、法に合わせ、地方公共団体が地域の実情に即した条例（いわゆる上乘せ、横出し条例（※）を含む。）を施行し、障害者にとって身近な地域において差別解消を推進することが望まれるとしている。

市条例は、法や基本方針を踏まえた内容としているほか、差別をより分かりやすく定義し、差別解消のために必要な方策や差別事例の解決の仕組みを具体的に定めている。

改正法・県条例と市条例の大きな相違点としては、事業者の合理的配慮の提供について、改正法・県条例は義務、市条例は努力義務としている点が挙げられる。

※ 上乘せ…法律と同一の目的で、法律より厳しい規制を定める。

横出し…法律と同一の目的で、法律が規制していない事項について規制を定める。

2 条例見直しの方向性

- (1) 法改正及び基本方針改定を踏まえた見直しを行う。
- (2) 市条例施行後の運用状況等を検証し、その他必要な見直しを行う。

3 検討の進め方

- (1) 条例見直しに係る検討は、本市が推進する様々な障害者施策と関連することから、障害者施策推進協議会を中心に検討を進める。
- (2) 検討にあたっては、本市における条例施行状況や障害者差別に関する現状等を把握し、課題を整理する。
- (3) 障害者本人や家族、事業者等の意見を踏まえて検討を進める。
- (4) 障害者への差別の解消に対する市民や事業者の関心を高め、幅広い理解を得ながら進めていく。

4 今後のスケジュール（案）

別添資料 1-2 のとおり。なお、基本方針の改定状況等により変更する場合があります。

また、法の改正（参考資料 2）に伴い、今後予定している主な協議テーマは以下のとおり。

- ・事業者の合理的配慮の提供の義務化について
- ・相談体制について
- ・差別解消の取組に関する情報の収集、提供等について
- ・普及啓発について

5 今回の協議会における論点

令和 3 年度に実施した、当事者や障害福祉関係団体、市民等から寄せられた障害を理由とした差別等に関する事例（別添資料 2-1、2-2）や障害者福祉関係団体、事業者団体等を対象としたヒアリングの結果（別添資料 3-1、3-2）、仙台市障害者差別解消・虐待防止連絡協議会構成機関からの意見（別添資料 3-3）を基に意見交換を行う。各委員より以下の論点を基にご意見をいただきたい。

- (1) 事例やヒアリングの結果を踏まえて条例の見直しにおいて検討すべき視点や課題。
- (2) 条例に新たに盛り込む必要がある視点や修正が必要と考えられるもの。
- (3) 障害者差別解消を進めるために取り組む必要があると考えられるもの。